

議案第 1 1 3 号

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

国の令和 5 年の人事院勧告による期末手当の改定に準拠した市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年京丹後市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第69号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号</p> <p>第1条・第2条 (略) (給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条の手当は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>別表(第3条関係) (略)</p>	<p>京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号</p> <p>第1条・第2条 (略) (給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条の手当は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>別表(第3条関係) (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第69号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号</p> <p>第1条・第2条 (略) (給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条の手当は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>別表(第3条関係) (略)</p>	<p>京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号</p> <p>第1条・第2条 (略) (給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条の手当は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>別表(第3条関係) (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>